Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅺ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については安全かつ有利な商品に限定した短期運用を原則とし、機構の運営に要する資金は、運営費交付金収入、寄附金収入、受託研究等収入及びその他自己収入によって調達しています。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金、国債、地方債、政府保証債及びＡ格以上の社債等のみに限定しており株式等は保有しておりません。当事業年度は、同規定に基づく社債による運用を継続しております。

なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、当機構における資金管理規則等に基づき適切なリスク管理を実施しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。減価償却引当特定資産は預金で構成されるため、預金と同様に注記を省略しております。長期未払金は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額（＊１）
⑴　投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	97,370	2,630
⑵　リース債務	(1,780,575)	(1,760,450)	(20,124)
⑶　ＰＦＩ債務	(3,968,863)	(3,802,945)	(165,918)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

㈱　市場価格のない株式等は保有しておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区　分	時　価（＊１）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
⑴　投資有価証券				
満期保有目的の債券	―	97,370	―	97,370
⑵　リース債務	―	(1,760,450)	―	(1,760,450)
⑶　ＰＦＩ債務	―	(3,802,945)	―	(3,802,945)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

⑴　投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場で取引されている市場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　リース債務及び　⑶　ＰＦＩ債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅻ．賃貸等不動産関係

当機構は、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

ⅩⅢ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を利用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	376千円
退職給付費用	371千円
退職給付の支払額	―千円
期末における退職給付引当金	748千円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	371千円

３．退職等年金給付制度

当機構の退職等年金給付制度への要拠出額は、48,863千円です。

ⅩⅣ．資産除去債務関係

１．放射性同位元素等の規制に関する法律関係

茨城県つくば市に所在するつくばキャンパス及び東海村に所在する東海キャンパスは、大型粒子加速器（放射線発生装置）を保有する事業所であり、除去する場合には放射性同位元素等の規制に関する法律その他関係法令等により、放射性廃棄物として処理処分することが義務付けられている有形固定資産を有しておりますが、現時点では、解体措置などの処理処分に関する技術及び処理処分方法を規定する法令等が一部未整備の状況であるため、除去対象が未確定なことから費用を見積もることができず資産除去債務を計上しておりません。